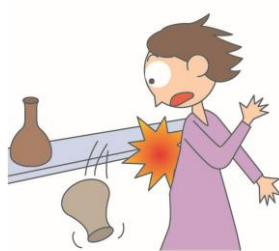
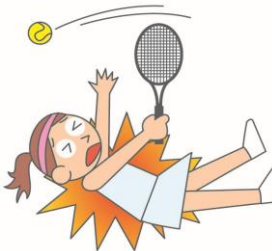


重要事項等説明書と併せてご確認ください。

この保険は、ケガ・日常生活に起因する賠償責任の補償をご希望されるお客さまにおすすめの商品です。
商品内容がお客さまのご希望（ご意向）に沿わない場合は、取扱代理店または弊社にご連絡ください。

普通傷害保険 家族傷害保険 交通事故傷害保険 ファミリー交通傷害保険



ニューインディア保険会社

普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険の補償内容

普通傷害保険・家族傷害保険の保険金をお支払いする事故例（国内・国外）

交通事故を含む日常生活におけるさまざまなケガを補償します。
※以下、普通傷害保険を「普傷」、家族傷害保険を「家傷」と表記することがあります。

駅の階段で転倒し、ケガをした



テニスのプレー中、転倒し、ケガをした



旅行中、ホテルの浴室で転倒し、ケガをした



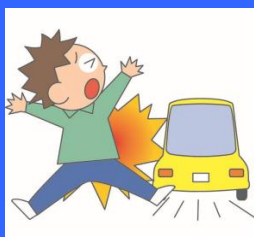
買い物に行く途中、火事にあい、ケガをした



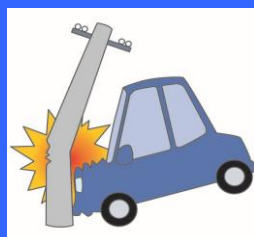
交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険の保険金をお支払いする事故例（国内・国外）

交通事故におけるケガを補償します。
※以下、交通事故傷害保険を「交傷」、ファミリー交通傷害保険を「ファミ交」と表記することがあります。

歩行中、車にひかれ、ケガをした



車を運転中、電柱に追突し、ケガをした



自転車を運転中、転倒し、ケガをした



搭乗していた飛行機が墜落し、死亡した



普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険の被保険者の範囲

保険種類等	被保険者			
	本人 ^(注4)	配偶者	親族 ^(注5)	
普通傷害保険・交通事故傷害保険	本人型	○	×	×
家族傷害保険・ファミリー交通傷害保険	家族型	○	○	○
	夫婦型 ^(注1)	○	○	×
	配偶者対象外型 ^(注2)	○	×	○
賠償責任危険補償特約 ^(注3)		○	○	○

- (注1) 夫婦特約がセットされた契約をいいます。
- (注2) 配偶者補償対象外特約がセットされた契約をいいます。
- (注3) 傷害保険賠償責任危険補償特約、家族傷害保険賠償責任危険補償特約、交通事故傷害保険賠償責任危険補償特約またはファミリー交通傷害保険賠償責任危険補償特約をいいます。
- (注4) 保険契約申込書（ご契約後は保険証券）の被保険者欄記載の方をいいます。本人型以外では、被保険者本人をいいます。
- (注5) ●家族型および賠償責任危険補償特約では、次のいずれかの方をいいます。
 - ・本人またはその配偶者の同居の親族
 - ・本人またはその配偶者の別居の未婚の子
- 配偶者対象外型では、配偶者以外の次のいずれかの方をいいます。
 - ・本人の同居の親族
 - ・本人の別居の未婚の子

■基本補償の保険金種類（普傷・家傷・交傷・ファミ交）

- 死亡保険金・後遺障害保険金
急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、死亡した場合、または後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。
- 入院保険金・手術保険金
急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、入院した場合、またはケガの治療のために手術を受けた場合に保険金をお支払いします。
- 通院保険金
急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、通院した場合に保険金をお支払いします。

(*) 保険金をお支払いする場合・お支払いしない主な場合については、裏面「■保険金をお支払いする場合・お支払いしない主な場合」をご参照ください。

主な任意セット特約

基本補償の制限・拡大

就業中のみ危険補償特約（普傷・交傷）

基本補償（保険種類に応じたケガの補償）は、職業または職務に従事中（通勤途中を含みます。）のみ、保険金をお支払いします。

天災危険補償特約

基本補償（保険種類に応じたケガの補償）は、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガについても、保険金をお支払いします。

後遺障害補償の制限

後遺障害等級限定（第7級以上）補償特約

急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、第1～7級（後遺障害等級）に該当する後遺障害が生じた場合のみ、保険金をお支払いします。

（*）第1～3級（後遺障害等級）に該当する後遺障害が生じた場合のみ、保険金をお支払いする特約もあります。

入院補償の制限・拡大

入院保険金および通院保険金の7日間2倍支払特約

急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、入院保険金・通院保険金をお支払いできる場合、入院・通院期間の最初の7日間（入院を優先し、通院との通算で7日間）は、入院保険金日額・通院保険金日額を2倍にしてお支払いします。

（*）入院保険金日額・通院保険金日額を2倍にしてお支払いする期間を14日間にする特約もあります。

入院保険金支払限度日数変更特約（120日）

急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合にお支払いする入院保険金の支払限度日数を120日に変更します。

（*）入院保険金の支払限度日数を90日または60日に変更する特約もあります。

通院補償の制限

通院保険金支払限度日数変更特約（60日）

急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院した場合にお支払いする通院保険金の支払限度日数を60日に変更します。

（*）通院保険金の支払限度日数を30日に変更する特約もあります。

賠償責任の補償

賠償責任危険補償特約（注1）

日本国内における次のいずれかに該当する事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額および訴訟費用等をお支払いします。

- 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故（職務遂行に起因する事故を除きます。）

自転車を運転中、誤って歩行者とぶつかり、ケガをさせた



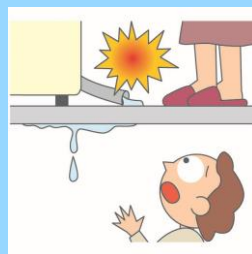
買い物中、誤って商品を落とし、壊してしまった



子どもがボール遊びをしていて、誤って近所の窓ガラスを割ってしまった



風呂場の蛇口を閉め忘れ、階下（他人）に水が漏れた



（注1）賠償事故において示談代行サービス等を行う「賠償事故の解決に関する特約」が自動セットされます。詳細は、重要事項等説明書の「1.契約締結前におけるご確認事項」（2）基本となる補償等②主な特約の概要をご参照ください。

（注2）免責金額（自己負担額）1,000円を設定しています。保険金額を限度に、損害の額から免責金額を差し引いた金額をお支払いします。

（注3）賠償責任危険補償特約のご契約にあたっては、補償内容が同様の他の保険契約等（この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。）がある場合は、補償が重複することがあります。補償内容の差異または保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断のうえ、ご契約ください。詳細は、重要事項等説明書の「1.契約締結時におけるご確認事項」（2）基本となる補償等③特約の補償重複をご参照ください。

■保険金をお支払いする場合・お支払いしない主な場合

保険金の種類	保険金をお支払いする場合 ※ 交傷・ファミ交 については、交通事故によるケガ ^(注1) に限り、保険金をお支払いします。	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方（保険契約者または被保険者以外）の故意または重大な過失によるケガ ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●無資格運転、酒気帯び運転または麻薬、指定薬物等を使用して運転中のケガ ●脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によるケガ ※テロ行為^(注2)については、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット特約）により、お支払いの対象となります。 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ※天災危険補償特約（任意セット特約）をセットされている場合は、お支払いの対象となります。 ●^{けい}頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ●細菌性食中毒およびウイルス性食中毒 ●ビッケルなど登山用具を使用する山岳登山（登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。）、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、ハングライダー搭乗などの危険な運動中のケガ ※普傷・家傷のみ ●ライダー、飛行船に搭乗中のケガ ※交傷・ファミ交のみ <p style="text-align: right;">など</p>
後遺障害保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、保険期間を通じて合算し、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入院保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合に、入院の日数に対して、1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間（180日）が満了した日の翌日以降の入院に対しては、保険金を支払いません。	
手術保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、そのケガの治療のために手術を受けた場合に、1回の手術について、次のとおりお支払いします。 ①入院中に受けた手術・・・【入院保険金日額】×10 ②①以外の手術・・・・・・・・【入院保険金日額】×5	
通院保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院（往診および弊社が認めた柔道整復師法に定める施術所への通所を含みます。）した場合に、通院の日数に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、90日を限度とします。また、事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間（180日）が満了した日の翌日以降の通院に対しては、保険金を支払いません。	

(注1) 保険金を支払う場合、保険金を支払わない場合および交通乗用具の範囲は、普通保険約款・特約をご確認ください。

(注2) 政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体もしくは個人またはこれと連帯するものがその主義または主張に関して行う暴力的行動をいいます。

■特約 ※詳細は、約款（普通保険約款・特約）をご確認ください。

＜自動セット特約＞ ご契約時のお申出にかかわらず、すべてのご契約に自動的にセットされる特約（自動セット特約）

●条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約

上記「■保険金をお支払いする場合・お支払いしない主な場合」の「保険金をお支払いしない主な場合」をご参照ください。

＜任意セット特約＞ ご契約時にお申出があり、弊社が引き受ける場合にセットされる特約（任意セット特約）

中面「主な任意セット特約」をご参照ください。

ご契約前 / ご契約時のご注意

この保険がお客さまのご希望（ご意向）に沿った商品であるか、必ずご確認ください。ご希望に沿わない場合は、この保険にご契約いただくことができません。ご契約前/ご契約時のご注意は、重要事項等説明書の「1契約締結前におけるご確認事項」および「2契約締結時におけるご注意事項」をご参照ください。

ご契約後 / その他のご注意

ご契約後/その他のご注意は、重要事項等説明書の「3契約締結後におけるご注意事項」および「その他ご留意いただきたいこと」をご参照ください。

●このパンフレットは、普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険の概要をご説明したものです。保険金のお支払条件、ご契約の手続き、告知義務・通知義務、保険会社破綻時等の取扱い、個人情報取扱い、その他この保険の詳しい内容は、重要事項等説明書および普通保険約款・特約をご参照ください。なお、ご不明の点につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

●取扱代理店は弊社との委託契約に基づいて保険契約の締結、保険料の領収・領収証の発行、保険契約の管理業務を行っています。

●複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。弊社は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

【保険に関する相談・苦情・お問い合わせ・事故報告】

取扱代理店または下記弊社営業店・日本支社までご連絡ください。

営業店	電話番号	受付時間
東京支店	03-5326-7234	平日 9:30 ~17:30
大阪支店	06-6262-5471	
札幌支店	011-231-2081	平日 9:00 ~17:00
名古屋支店	052-533-9961	
岐阜支店	058-207-0021	
岡山支店	086-225-0581	
広島支店	082-243-7821	

【弊社の契約する指定紛争解決機関】

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンと手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、保険オンブズマンにご相談いただくか、解決の申立てを行うことができます。

＜一般社団法人 保険オンブズマン＞

電話 03-5425-7963

（受付時間：土日、休日、年末年始等を除く 午前9時~12時、午後1時~5時）

詳しくは、一般社団法人 保険オンブズマンのホームページをご覧ください。

ホームページ：https://www.hoken-ombs.or.jp/

ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド（ニューインディア保険会社）

日本支社
〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-24-1（エステック情報ビル）
TEL:03-5326-7396（大代表）
ホームページ：https://www.newindia.co.jp/

【お問い合わせ】